



しいば 議会だより

第78号

平成27年6月

発行 宮崎県椎葉村議会
編集 議会だより編集委員会
〒883-1601
宮崎県東臼杵郡椎葉村大字
下福良1762番地1
TEL (0982) 67-3209
村内無料電話 7-67-0091



扇山の山開き



当選証書付与式



椎葉銀座さるく



大いちょうふれあいセンター落成式

議会構成 (2)

3月定例会..... (3)

一般質問 (4~7)

議会の動き (8)

常任委員会等調査

議 会 構 成

議長 那須 清

議長就任にあたり一言ご挨拶申し上げます。この度の議会構成に伴いまして、議員各位のご推挙により、議長の要職を拝命したところであります。光栄に存じると共に責務の重さを改めて痛感しております。さて、私たちを取り巻く諸情勢は、人口減少・少子高齢化・総労働力の低下などきわめて厳しい業況にあります。このような中議会の果たす役割は大きなものがあります。このため議会の円滑な運営に努め、各種団体との意見交換など住民目線に立った議会の活性化を図り、執行部と一体となって村の振興発展と住みやすい村づくりのために取り組んでまいります。

村民の皆様方の一層のご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさついたします。



副議長 椎葉 邦博

この度の議会構成により、再度の副議長の要職に就任することになりました。大変、身に余る光栄なことであると思ひながらも、責任の重大さを痛感しています。

村民の幸せや安心のため住民福祉の向上を目指し、誠心誠意努力し、与えられた職責を全うする覚悟ですので、皆様のご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げまして、就任のあいさついたします。



総務文教常任委員会



委員長
岡村 正司



副委員長
河口 吉弘



委員
甲斐 美義



委員
椎葉 信紘

産業福祉常任委員会



委員長
椎葉 芳一



副委員長
椎葉 藤香



委員
椎葉 大和



委員
那須 重美

平成27年3月定例会

平成27年度一般会計は、**総額 55億**

平成27年度 特別会計当初予算

会計名称	金額(千円)
国民健康保険特別会計	5 2 6 , 9 1 6
簡易水道事業特別会計	5 4 , 3 8 6
病院事業特別会計	5 2 7 , 0 7 2
電気事業特別会計	8 7 , 6 9 4
介護保険特別会計	3 6 4 , 9 9 8
後期高齢者医療特別会計	8 8 , 1 0 9
ケーブルネットワーク 事業特別会計	7 1 , 2 2 8

3月定例会は、3月10日から18日まで開会されました。

平成27年度の一般会計並び特別会計当初予算の連合審査会を開催し審議され、本会議において可決されました。

前年度より増額となりました。

議案 44件 平成26年度一般会計補正予算・村道路線の認定(新たに6路線)が審議されました。

平成27年3月定例会

平成26年度
一般会計補正予算は、**108,853千円を減額**

総額 60億27,164千円

主なものは、民生費、土木費等の減額です。

平成26年度 補正予算額

会計名称	今回補正額(千円)	補正後(千円)
国民健康保険特別会計	1 4 , 7 0 4	4 9 1 , 6 2 1
簡易水道事業特別会計	6 , 2 1 4	1 3 4 , 9 9 3
病院事業特別会計	△ 5 , 0 4 4	5 3 0 , 3 5 6
電気事業特別会計	1 0 4 , 8 2 1	1 2 6 , 6 6 5
介護保険特別会計	4 , 7 1 7	3 6 6 , 7 2 6
後期高齢者医療特別会計	3 , 1 0 9	8 3 , 3 8 9
ケーブルネットワーク 事業特別会計	2 , 1 4 7	6 9 , 7 5 3

村長に聞く! ~ 一般質問 ~



岡村正司 議員

質問
1

変わる教育委員会 制度への対応につ いて

問

新地行法、地方行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の内容でこの論点におかれる4つの柱について質問する。

まず、第1の柱、新教育長の設置である。今回の改正により村長が教育長も任命することとなり、任命責任が明確化され、第一義的な責任者が教育長であることが明確になり、いろいろな課題への迅速な対応が期待されると考える。そこで、本村では、今後どのように体制づくりがなされていくのか、村長にお伺いする。

次に、第2の柱、教育長へのチェック機能の強化についてであるが、今回、教育長が事務の管理、執行状況を教育委員会に報告することが義務化されること。教育委員の定数3分の1以上から、会議の招集の請求に応えなければならないなど、教育委員会によるチェック機能が強化され、加えて、原則として会議議事録を作成、公表することが義務づけされるなど、会議の透明化がさらに図られることと思われる。その取り組みへの考えをお聞きする。

第3の柱、総合教育会議の設置、第4の柱、教育大綱の作成については、関連内容からの質問として、今回、村長と教育委員会が対等に協議、調整を行うものとして、村長が招集する総合教育会議という場が設けられる。そして、この会議において教育や学術、文化の目標や施策の根本的な方針を村長と教育委員会が協議の上、村長が策定するものと定められた。

本村においては、今回、新たに創設された総合教育会議に対する検討内容と改正がもたらす影響についての対応を村長、教育長にお聞きする。

答

村長回答

初めに、変わる教育委員会制度への対応で

ございますが、今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うものであります。

まず、新教育長の設置については、新教育長を置くことにより、教育行政の第一義的な責任者が新教育長であることが明確になります。また、議会の同意を得て直接任命することになりますので、首長の任命責任が明確化されることになるわけでございます。

次に、総合教育会議につきましては、あくまで協議の場であり、教育委員会の執行権限は従来のとおり変わらないことになります。よって、首長が一方的に教育政策を決定し実行できるということではありませんので、毎年行っております教育委員会との意見交換を、さらに充実させていきたいと考えております。

あわせて、教育大綱の策定につきましても、これまで村の長期総合計画の策定時に、教育委員会と首長の意見調整を図っており、村の教育振興計画も、村の長期総合計画をもとに策定しているところですが、今後も教育委員会との連携を強化し、教育行政に連帯して責任を果たせる体制を構築するための大綱であることから、十分協議を重ねて策定をしていきたいと考えているところでございます。

今後も教育委員会と十分な意思疎通を図り、地域の教育課題であるべき姿を共有しながら、より一層民意を反映した教育行政を推進してまいりたいと考えているところであります。

答

教育長回答

第2の柱、教育長のチェック機能の強化については、私への質問でありますのでお答えしたいと思います。

この第2の柱の中にあります教育長の事務の管理、執行状況を教育委員会に報告のことが義務化されているという点につきましては、現在もこのよう

に行っておりまして、特に変わるところはございません。

次に、教育委員会の議事録作成、公表については、議事録の作成は行っておりますし、議事録の公表についても求めがあれば実施するところであります。会議の透明化については、皆さんの傍聴等もありますが、なかなか実現できないところもありますので、これからも取り組んでいきたいと考えているところであります。

それから、教育委員の定数の3分の1以上の会議の招集については、現在も、教育委員の中から必要課題について要求があれば、開催をしているところありますので、特に大きく変わるところはないということになります。

ただ、議事録の公表については、公表の方法についてはこれからの検討課題もあらうかと思えます。ただ、本村の場合は、小さい村ですので、児童、生徒、教職員のプライバシーに関する部分があるところは公開できません。個人が特定できるということになりますので、公開できないところもあるということとして慎重に検討していきたいと思っております。

それから、新たに創設された総合教育会議というのは、これは法律でも、毎年ではなくて、村長の任期の間に、首長の任期の間に1度くらい意見調整をなさうという趣旨の総合会議ということになりますので、先ほど村長が答弁いたしましたように、長期総合計画とか、いろんな計画立てるときには、それぞれの前もっての協議がありますが、その中で十分に協議をしておりますし、また、村長の意向を酌んだ施策を展開しておりますので、何ら今までと変わることはないと感じております。

以上、答弁とさせていただきます。

質問2

介護職の人材不足による取り組みについて

問

県が、2025年問題を見据えて、各市町村が将来人口や高齢化率などをもとに、サービス利用者は約1万6,000人増となり、介護給付費は388億円の増となるとまとめられている。

その中で、介護職員は12年度比で約8,000人の増員が必要であるが、半数以上の4,455人が不足するとしている。今後10年間で、介護サー

ビス利用者が3割ふえ、支える介護職員が不足するという差し迫る状況が浮かび上がり、人材不足の波は既に押し寄せられ、年々深刻さをましていると考えてる。

各サービス事業を円滑に進める中で、そこで働く職員の負担軽減をどのように図り、対応されているのか伺います。

また、今後、介護現場に多いとされる離職者、人材不足にどのような取り組みをもって対策が打たれるのか、村長の見解をお聞きます。

答

村長回答

ご質問にあります訪問介護事業、通所介護事業、介護老人福祉施設の運営につきましては、現在、本村では、それぞれ1つの事業所が県の指定を受けて事業を実施しております、各事業所とも基準どおり、若しくはそれ以上の人員配置によりサービス提供がなされていると聞いています。

また、それぞれで働く人たちの負担軽減策も、介護機器の導入による職員の身体的負担の軽減や労働環境の支援と負担軽減等に取り組んでいると伺っているところでございます。

本村の今後の介護認定者数は、高齢者数の減少に反し、平成30年代後半までは若干増加をしていく傾向が見られるために、労働人口が減少する中で、介護職員の安定的な確保対策は、重要な施策の一つであると認識をしております。

過去においても、椎葉村社会福祉協議会が介護職員研修を実施し、人材育成を図ってきた経緯もあります。この研修は、厚生労働省から認定を受けた講習事業者が研修を実施することとなりますので、今後も各事業所の状況を把握しながら、人材不足の予想される中、必要に応じまして介護職員養成のための支援策を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。





河口吉弘 議員

質問
1

林業振興について

問

現在は、木質バイオマス等の普及により収穫、再造林の適正な循環を図り、林家所得の向上、林業の雇用確保、森林の多面的機能の保全を図る機会が訪れたと考える。

課題である出材コストの低減を図るための中間土場の整備や軽量装置、木材枝状をチップ化する破砕機等の導入、輸送システムの構築などの環境を整えるため、民間の力を活用した事業を立ち上げることが必要であると考えます。

特に、国が進める「まち・ひと・しごと創生事業」の活用は、非常にタイムリーであると考えます。急峻な山林という極めて厳しい条件は理解できるが、これまで低迷してきた林業の振興策として、何としても取り組む必要があると考えるが、村長の答弁を求めたい。

答 村長回答

中間土場の整備につきましては、早い段階で候補地の選定を進めていく必要があると考えております。

木質バイオマス燃料としての有効活用につきまして課題はございますが、今後、供給体制の整備につきましては国、県の事業を活用した支援策の検討を行い、加えて県の関係機関を含め、耳川流域の関係団体一体となりまして、買い取り価格の交渉につきましても協議をしていかなければならないと考えております。

また、引き続きまして、森林所有者への利益還元が生み出されるような林業諸施策を積極的に推進してまいりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

質問
2

国の緊急経済対策に対する村の事務事業について

問

今般の補正予算で、特に地域住民生活等緊急支援のための地域消費支援型、生活支援型としてプレミアム付商品券発行、ふるさと名物商品、旅行券販売、低所得者向け灯油購入等の助成、低所得者等向け商品サービス購入券の交付、プレミアム付商品券の多くの子どもを持つ世帯に対する特典などがメニュー化されている。収入の乏しい高齢者や障害者、子育てにお金がかかる多子世帯へのすき間のない事細やかな支援事業であり、ぜひとも実施すべき事業であると考えますが、村長の見解をお尋ねする。

また、交付金事業地方創生先行型として、椎葉村の「まち・ひと・しごと総合戦略」策定経費として、約1,000万円の交付金も補正予算の中に盛り込まれているが、そのためには、戦略策定のための組織づくりや戦略の取りまとめが急がれると考えるが、どのように取り組んでいこうとしているのかお尋ねする。

さらに、同事業の一つとしてU I J ターン助成、地域仕事支援、操業支援、観光振興事業等も用意されているが、どのように活用していこうとしているのかもあわせてお尋ねをする。

答 村長回答

本村には地域消費喚起生活支援型が857万6,000円、地方創生先行型が2,567万9,000円、合計の3,425万5,000円の限度額が示されているところであります。

取り組みます事業の概要でございますが、まず地域消費喚起生活支援型につきましては、従来から行っておりますプレミアム商品券の発行に加えまして、子育て世帯への支援を目的とします子育て支援商品券の給付を行いたいと考えております。

地方創生先行型につきましては、6つありますが、1つとして地方版総合戦略の策定、2のU I J ターンの促進、3の農林業の機械導入への支援、4の雇用対策及び特産品の販路拡大、5の観光振興対策、6の少子化対策など、今後、策定にあたります地方総合戦略の基本目標として定められている分野の事業を先行的に計上させていただいたところでございます。

これから作成をいたします地方版総合戦略についてでございますが、戦略の策定や推進を図るための新たな組織を構築してまいりたいと考えております。

また、本戦略の作成に当たりましては、重要業績評価指標を明確化することや、事業実施における効果検証が求められておりますことから、外部有識者の登用につきましても十分検討してまいりたいと思いますので、今後ともご理解、ご協力をお願いいたします。





右田 静男 議員

質問 1 地域おこし協力隊について

問 人口減少、高齢化などの進行が著しい条件不利地域において、地域の維持、強化を図るために、担い手の確保は重要な課題である。都市部の住民

が、人口減少に悩む離島や山村などの条件不利地域に住み込み、地域の活性化に取り組む事業として地域おこし協力隊がある。

宮崎県内でも多くの隊員が活動している。住民票を移して生活の拠点を置いた者を、地方自治体が地域おこし協力隊として委嘱して、地域でのさまざまな活動、協力活動に従事してもらう仕組みである。

農林業への従事、地域の行事参加、イベント、住民生活の維持、支援など多岐にわたっており、任期は1年以上3年以下とされており、その後、定住された隊員も数多くいるとのことである。

経費は1人400万円。募集の経費も1団体年間200万円が上限とされ、総務省が特別交付税で賄っている。総務省では、今後3年間で、現在の約1,000人から3,000人にふやす計画であり、これまでの隊員の活動成果が、全国で高く評価されたということである。

こうした違った視点での椎葉村の魅力発信に、人口減少抑制や村が進める諸施策推進の一助に、地域おこし協力隊の活用による地域力の維持、強化、活性化に取り組む考えはないか伺います。

答 村長回答

地域おこし協力隊につきましては、地方自治体が都市地域から生活の拠点を移した者を隊員として委嘱し、地域おこし活動の支援や農林漁業への応援、住民の生活の支援など地域協力活動に従事いただきながら、その地域への定住、定着を図る取り組みといたしまして、平成21年度より開始をされているものでございます。

議員のご指摘のとおり、これから作成を行います地方版総合戦略におきましても、人口減少社会と向き合う中で、安定した雇用などをどのように創出するか。また、本村への新しい人の流れを、いかにつくり出すかが重要であるというふうに考えているところであります。このためには従来からの発想に捉われない新たな視点や感性も必要と考えており、後ほどの施策方針でも申し上げまし



ていただきますが、観光振興分野と雇用創出及び移住、定住分野におきまして、2名の地域おこし協力隊員を招聘したいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしておきたいと思ひます。

質問 2 ふるさと納税について

問 個人住民税の都市と地方の格差是正を目的に始まったふるさと納税制度は、納税すると一定の条件まで、原則として所得税、住民税が確定申告により控除され、返礼品として地域の特産品がもらえることで、各自治体間の競争ともいえる状況が起きており、テレビ、新聞でも多く報道されている。椎葉村の現状はどうか伺います。

宮崎県内町村においても、1億円をゆうに超える納税があると聞いているが、本村においては、増額はしてきているとはいえ、還元率、PR、謝礼品のメニューなどに魅力を感じないのではないかと思います。

ふるさと納税は、4月から地方創生の一環で、軽減される税金の上限が2倍になり、寄附額の大幅な増加が見込まれておるようであるが、こうした取り組みは考えていないのか伺います。

答 村長回答

ふるさと納税についてであります。ふるさと納税につきましては、居住地以外の自治体の取り組みに何らかの貢献をしたいという思いや、税収の減収に悩む自治体に対する格差是正を推進する目的として、平成20年度から制度が開始をされております。

本村におきますふるさと納税の状況についてであります。平成20年度から本年度決算見込みを含まして、延べ88人の方々により総額388万1,000円のご寄附をいただいているところでございます。

国におきましては、本年の税制改正におきまして、ふるさと納税で受けられる控除の上限額の引き上げや手続きの簡素化を盛り込むと発表いたしております。各自治体のふるさと納税への取り組みは、さらに活発化するものと考えております。

このため、財源確保の観点におきましては、本村の取り組みも強化をする必要があると判断をいたしましたことから、新年度におきまして、ふるさと納税の全国的な管理サイトでのPRや寄附金に対します特産品等の充実を図るとともに、新たにクレジットカード決済の導入を図ることといたしております。

しかしながら、財源確保の有効な手段であるとはいえ、全国的には過度の返礼品により、地方税法違反の指摘による差し止め等の事案も発生をしておりますことから、制度本来の趣旨とのバランスを勘案した上で、取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

議会の動き

2月	2日	東九州新幹線シンポジウム	宮崎市
	5-7日	全国議長会	東京都
	6日	香川県まんのう町議会 委員会来村	村内
	9日	広域行政セミナー	福岡市
	10日	県議長会役員会	宮崎市
		国保運営協議会研修会	宮崎市
	12日	市町村振興協会・市町村総合事務組合	宮崎市
		監査委員総会	宮崎市
	13日	村道認定路線調査(産業福祉)	村内
		総務文教・産業福祉合同現地視察	村内
		議員と公民館長交流会	村内
	16日	入郷衛生組合議会	美郷町
		日向東臼杵広域連合議会	日向市
	18日	県戦没者慰霊式	宮崎市
	19日	県議長会総会	宮崎市
	20日	事務局職員研修	宮崎市
	23日	内外情勢調査会	宮崎市
	24日	町村会総会	宮崎市
		日向市・東臼杵郡議員研修会	日向市
	25日	林政審議会	役場会議室
3月	2日	郡定例議長会	日向市
	4日	議会運営委員会	委員会室
	5日	国保運営協議会	すこやか館
	9日	観光協会理事会	商工会
	10-18日	3月定例議会	議場
	19日	地域包括支援センター会議	すこやか館
	20日	間柏原発電所落成式	村内
	22-24日	観光大使任命式	東京都
	24日	保育園・児童館卒園式	村内一円
	25日	小学校卒業式	各小学校
	25-26日	政務調査	大分
	27日	和牛改良組合総会	役場
4月	31日	退職者離任式	役場
	14日	職協理事会	宮崎市
	26日	村議会議員選挙	村内一円
	28日	当選証書付与式	役場

産業福祉常任委員会 村道調査(2/13)

村道認定6路線の現地調査を行いました。

綾野線 尾平・石原線
尾手納表線 奥村線
向山寺線 下仲塔線



議会を傍聴しませんか？

6月定例会は、6月10日開会予定となっています。

《お問い合わせは議会事務局》

TEL 67-3209 FAX 67-3500

議会だよりは村ホームページでもご覧いただけます。

編集後記

議会だより編集委員会

委員長 岡村正司

副委員長 河口吉弘

委員 椎葉芳一

委員 椎葉藤香

委員 那須清

委員 椎葉邦博



わかりやすい議会だよりを届けていきたいと思います。

よろしくお願いします。